

2017年2月7日

各 位

会 社 名 富士通株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 達也
(コード番号 6702 東証第1部)
問合せ先 執行役員 広報 IR 室長 山守 勇
電話番号 03-6252-2175

当社株式の海外市場における売出し及び 主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2017年2月7日、下記のとおり、当社株式の海外市場における売出し（以下、本売出し）を行うことについて決定いたしましたので、お知らせいたします。また、本売出しに関連して、当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の海外市場における売出し

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 168,893,000株
- (2) 売 出 人 及 び 富士電機株式会社
売 出 株 式 数 の 内 訳 直接保有分 50,000,668株
退職給付信託保有分 118,892,332株
- (3) 売 出 価 格 未定
(売出価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、2017年2月8日（水）から2017年2月10日（金）までの間のいずれかの日（以下、売出価格決定日）に、当社普通株式の時価、需要動向等を勘案した上で決定する。)
- (4) 売 出 方 法 SMBC日興証券株式会社（以下、引受人）が全株式を買取引受けし、引受人の海外関係会社を通じて、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における投資家に販売する。
- (5) 申 込 期 間 売出価格決定日から翌営業日の午前8時まで（日本時間）
- (6) 受 渡 期 日 売出価格決定日の3営業日後の日（日本時間）
- (7) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 田中達也に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の海外市場における売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

<ご参考>

1. 本売出しの目的等

当社と富士電機株式会社（以下「富士電機」という。）とで株式の持合いの見直しを行い、今回、本売出しを実施することとなりました。当社は本売出しを実施することで株主層の拡大を見込んでおります。

なお、富士電機との株式の持合いの見直しについては、本日公表した「主要株主との株式持合いの見直しについて」をご参照ください。

2. ロックアップについて

本売出しに関し、売出人である富士電機は、SMB C日興証券株式会社に対して、売出価格決定日に始まり、本売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、ロックアップ期間）中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、売出価格決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行及びストックオプションに係る新株予約権の発行並びに役員及び従業員への報酬とする目的で発行または売却する場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、SMB C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しています。

II. 主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 当社株式の海外市場における売出し」に記載の本売出しに伴い、以下のとおり当社の主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みです。

2. 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる株主の概要

- | | | |
|-------|---|--|
| (1) 名 | 称 | 富士電機株式会社 |
| (2) 所 | 在 | 地 川崎市川崎区田辺新田1番1号 |
| (3) 代 | 表 | 者 の 役 職 ・ 名 称 代表取締役社長 北澤 通宏 |
| (4) 事 | 業 | 内 容 エネルギー、産業、輸送その他社会インフラに関する各種機器、システムおよび半導体デバイス、感光体、自動販売機の開発、製造、販売、サービスならびにこれらに関するソリューションの提供 |
| (5) 資 | 本 | 金 47,586百万円（2016年12月31日時点） |

3. 異動の前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

| | 議決権の数（総株主の議決権の数に対する割合） | | | 大株主 順位 |
|----------------------|---|---|--|-----------|
| | 直接所有分 | 合算対象分 | 計 | |
| 異動前 (2017年2月7日現在) | 109,499 個 (109,499,230 株) (5.32%) | 118,892 個 (118,892,332 株) (5.78%) | 228,391 個 (228,391,562 株) (11.10%) | 第1位 |

ご注意：この文書は、当社株式の海外市場における売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。

| | | | | |
|-----|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|-----|
| 異動後 | 59,498 個 (59,498,562 株) (2.89%) | 一個 (一株) (-%) | 59,498 個 (59,498,562 株) (2.89%) | 第3位 |
|-----|---------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|-----|

- (注) 1. 総株主の議決権の数に対する割合については、小数点第三位を四捨五入しております。
2. 議決権の数（総株主の議決権の数に対する割合）は、2016年9月30日現在の発行済株式総数 2,070,018,213 株から議決権を有しない株式として 2016年9月30日現在の自己株式等 1,442,000 株及び単元未満株式 11,892,213 株を控除した総株主の議決権の数 2,056,684 個を基準に算出しております。
3. 合算対象分は、当該株主が議決権の指図権を留保して退職給付信託に拠出している議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合です。
4. 大株主順位は、2016年9月30日現在の株主名簿を基準として、当社において推定したものです。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の海外市場における売出し」に記載の当社普通株式の売出しにおける受渡期日（売出価格決定日の3営業日後）

5. 今後の見通し

本件異動による、当社の経営体制、業績等への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の海外市場における売出し及び主要株主である筆頭株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。